

CU三多摩ニュース No.30

2017. 12. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

仲間を増やし、働く者の権利を守る力を大きく

CU東京・三多摩協議会委員長

佐藤義見

あけましておめでとうございます。

組合仲間の皆さんにとって、今年が新たな希望に満ちた年になることを祈念致します。また関係団体の皆さまには物心両面のご支援に感謝申し上げ、本年も一層の連帯を深め、ともに運動の前進を図りたいと思います。

寄せられた相談件数 70 件

CU東京の組織を三多摩に広げて 2 年半、憲法や労働基準法で定められた働く者の権利が侵害される場面に次々と出会い、「誰でも入れる個人加盟の労働組合」の必要性を強く実感してきました。

三多摩での労働相談は、これまでに 70 件超、「勇気をもって相談して良かった」の声が多く寄せられ、喜ばれています。一方で、ベビーシッター事業を運営している『マミー東京』による解雇事件での本提訴など、皆さまの一層のご支援が必要になっています。

さらなる前進へ力をあわせよう



CU三多摩組合員は現在 220 人、昨年多摩稲城地域での分会結成、今年 2 月には清瀬・東久留米地域で分会結成が予定されています。そして、組織的にも今年 7 月定期大会までに 250 人超を実現し、働く者の労働環境と暮らしを改善へ、CU三多摩協議会のさらなる前進を図っていきます。

皆様のご支援をあらためてお願いし、年頭のご挨拶といたします。

憲法 9 条守る 3 千万署名へ

安倍政権が憲法改悪を本格的に進めようとしています。9 条を守る取り組みはいよいよ正念場を迎えました。今、全国の 9 条を守りたいと願う人々が 3,000 万署名に取り組んでいます。CU東京三多摩でもこの署名に取り組みます。戦争をしない国へ、ご協力をお願いします。

署名用紙を同封しますので、ご家族、ご友人にお願いし、組合に送ってください。

廣田美恵さん提訴

第 2 回公判開かれる

株式会社ナチュラル(認可保育園、居宅訪問型保育園、ベビーシッター派遣事業等)は、従業員の廣田美恵氏が雇用契約書にある、賞与の請求をしたところ、雇用契約の自動更新を無視し非更新とすると通知。その上、廣田氏に対し執拗な嫌がらせを行ったうえ、2017 年 1 月に雇い止め。また、「会社に虚偽申告を行い、通勤手当を不当に詐取した」との言いがかりをつけ、組合との団体交渉中にもかかわらず、1 月分の給与から「不当利得返還分」と称し差し引くなど、労働基準法第 24 条 1 項に違反する暴挙に。当労働組合との団体交渉にも極めて不誠実な

対応でした。

廣田美恵氏は2017年4月27日、東京地方裁判所立川支部へ労働審判を申し立て、8月2日裁判所は事業主に対し廣田美恵氏に「本件解決金として100万円の支払い義務を認める。」との審判を下しました。が、株式会社ナチュラル代表・大郷大介は、この審判に従わず本裁判に。

廣田美恵氏は、東京地方裁判所立川支部に対して、地位確認等請求事件として提訴するに至りました。12月6日の第2回公判には廣田さんと白根弁護士、そしてCU三多摩の仲間8人が審理を見守り、激励しました。

第3回公判は1月18日14時から立川地裁で開かれます。



白根弁護士と裁判傍聴に駆け付けた仲間の皆さん

清瀬地域にCUの分会を！

清瀬地域では、どこへも相談できずに悩み、仕事を失う地域の労働者をなくそうと、清瀬市と近隣市でCU三多摩の分会を起ち上げる準備をすすめ、2018年2月17日の分会結成を目指して奮闘しています。

CU三多摩として、清瀬地域で地域社保協の開催するなんでも相談会への参加、清瀬市内の民主医療機関と市民団体が10年継続で開催している『清瀬平和と健康まつり』にも参加。毎年おでん、もつ煮込み、ビールを販売して組合の宣伝の場に使っています。



清瀬平和まつりで、宮本衆院議員等と

毎月駅頭宣伝・東大和市



東大和市では、西武線の東大和市駅と玉川上水駅で毎月交互に駅頭宣伝を行っています。組合リーフと、ティッシュ等で最低賃金958円や労働相談を知らせるチラシを配布しながら、マイクで加入呼びかけを行っています。宣伝後の交流会も参加者の楽しみです。

宣伝は17年2月から始めて昨年12月で11か月連続。この活動に毎回参加して、しっかり支えているのが東大和市議の尾崎さん、森田さん、上林さん、元市議の西川さんです。

尾崎市議はその思いを「心と体、誇りを踏みつけにされる痛み、手を差し伸べる労働組合が身近に必要」であること、と語ります。

多摩稲城分会も駅頭宣伝

多摩稲城分会で初の駅前での行動となった、

京王線若葉台での CU 宣伝。年の瀬の 20 日夕方から 7 人で行い、用意したチラシを全部配りました。組合員の間島さんは若さ溢れる動きで、帰りを急ぐ通勤客に「最低賃金は 958 円」「誰でも入れる組合です」と大奮闘です。

横断幕に注目が集まり、うなずく方が多く関心が寄せられました。



第 30 回「多喜二祭」にいこう

前売り券を扱っています



労働者の権利のミニ知識

有給休暇とれていますか？

労働相談の中で、「有給休暇がない」というケースがあります。しかし、それは 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金の対象となる法律違反です。(労働基準法 39 条、同 119 条)

アルバイトでも有給は取れます

労働者はパートやアルバイトを含めて、労働時間が週 30 時間以上の人、または週 5 日以上働く人は、6 か月以上継続して勤務し 8 割以上の出勤があれば 10 労働日の有給休暇を取得できます。6 年 6 か月以上継続して勤務すれば 20 日取得できます。(表 1)

労働時間が週 30 時間未満の人や週 4 日以下の人も表 2 のとおりの有給休暇が取得できます。

例えば週 2 日働く人は、1 日の労働時間にかかわらず 6 か月継続して勤務(出勤率 8 割以上)すると 3 日の有給休暇が発生します。

表2 所定労働時間が短い人、勤務日数が少ない人

週所定労働時間が30時間未満の労働者								
週所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務年数						単位:年
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169~216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121~168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73~120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48~72日	1	2	2	2	3	3	3

表1 勤務時間が長い人、勤務日数が多い人

週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者							
継続勤務年数 (単位:年)	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

～有期労働契約の 無期転換申込権～

八王子合同法律事務所

有期労働契約は、正社員より処遇が低く、雇用調整をしやすい非正規労働者を恒常的な労働需要のために雇用する手段として利用されています。労働者側には、合理的な理由がないのに不利な労働条件や不安定な雇用をもたらしています。



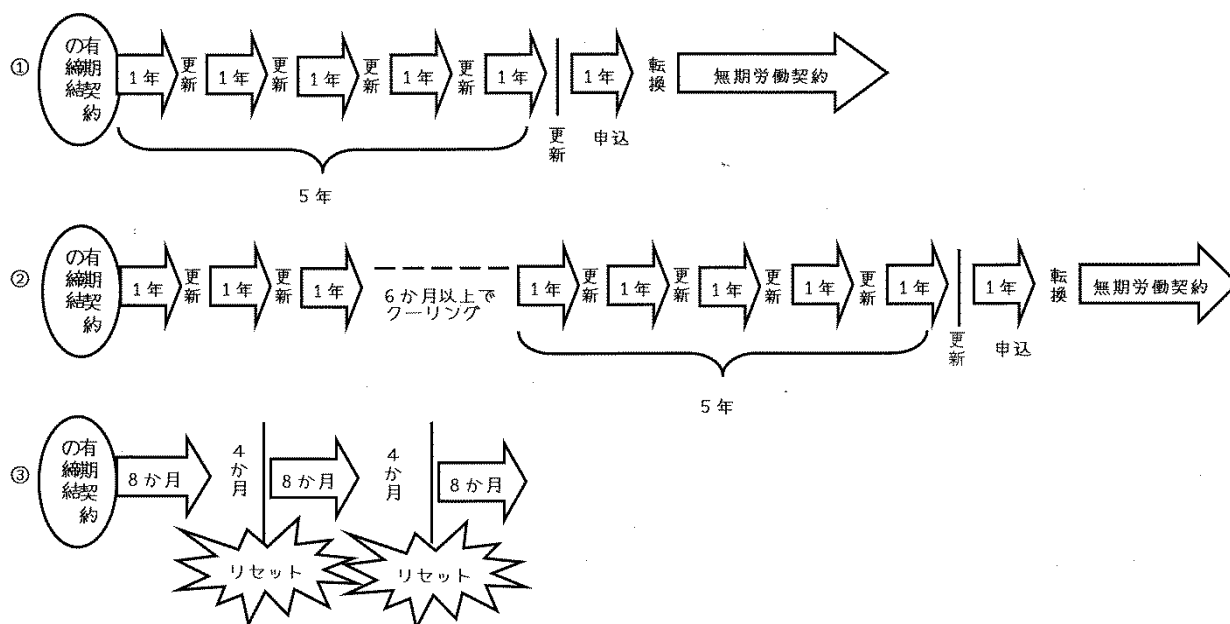
白根新平弁護士

制するため、有期労働契約の無期労働契約への転換制度が具体化されます。

この制度は、同一の使用主との間の2以上の有期労働契約の、②通算雇用期間が5年をこえる労働者が、③転換申込権を行使することにより、

無期労働契約に転換することとなります（図参照）。

クーリング期間も定められているため、契約の無期転換できる場合か否か分からない場合は、組合までお問い合わせください



—労働契約法第18条 有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換—

「同一の使用主との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間を通算した期間（「通算契約期間」）が5年をこえる労働者が、当該使用主に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間満了までの間に、当該満了日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。」（要約）

2018年4月より、有期労働契約の濫用を抑